

社会福祉法人みき福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みき福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

第2条

(定義) 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円	2,000円

3 評議員が評議員会に出席した時は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	2,000円

附則

この規定は、平成29年6月24日より適用する。